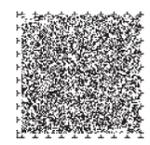
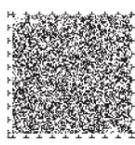


# しょうがいしゃ 障害者のしおり



- 相談の窓口
- 手帳
- 医療
- 手当
- 年金
- 障害福祉サービス  
障害児通所支援
- 補装具費  
日常生活用具
- 日常生活の支援
- 外出の際に
- 子ども
- 講習会
- 社会活動と仕事
- 税の軽減
- 施設一覧
- 障害等級表





## ヘルプカード

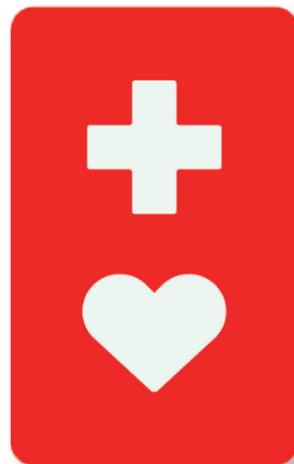
援助を必要とする障害のある方などがこのカードに自分の情報や配慮してほしいことを書き込んで持ち歩くことにより、災害時や緊急時など周囲の方へ必要な支援や配慮を求めやすくするためのものです。

府中市障害者福祉課の窓口で配布しています。

(問合せ先) 府中市障害者福祉課生活係

TEL : 042-335-4545 FAX : 042-368-6126

メール : syougai01@city.fuchu.tokyo.jp



## ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成し、利用を希望する方に配布しています。

(問合せ先) 東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当

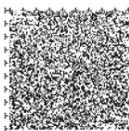
TEL : 03-5320-4147 FAX : 03-5388-1413

HP : [https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai\\_shisaku/helpmark.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html)

## ミライロID

市の公共施設では、障害者手帳の提示で割引を行っていますが、スマートフォン用アプリ「ミライロID」の提示でも同様の割引を受けられます。アプリの登録方法などの詳細は、ミライロ公式HPをご確認ください。

HP : <https://mirairo-id.jp/>



## 障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します（各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。）

	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b> 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523</p>
	<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b> 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL : 03-5291-7885 FAX : 03-5291-7886</p>
	<p><b>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</b> 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。</p>	<p>警視庁交通総務課 TEL : 03-3581-4321</p>
	<p><b>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</b> 聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示することを義務付けられているマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。</p>	<p>警視庁交通総務課 TEL : 03-3581-4321</p>
	<p><b>耳マーク</b> 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX : 03-3354-0046 メール : <a href="mailto:zennancho@zennancho.or.jp">zennancho@zennancho.or.jp</a></p>
	<p><b>ほじょ犬マーク</b> 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	<p>東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 TEL : 03-5320-4147 FAX : 03-5388-1413</p>
	<p><b>オストメイトマーク</b> オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会 TEL : 03-5670-7681 FAX : 03-5670-7682</p>
	<p><b>ハート・プラスマーク</b> 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL : 080-4824-9928 HP <a href="http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/">http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</a></p>

